

第 6 章

土壤污染

第6章 土壌汚染

概 況

土壌汚染は大気汚染や水質汚濁等とは違い、発生源を断ったとしても、除去・浄化しない限り汚染とその影響が持続する、蓄積性の汚染といわれている。

土壌汚染対策法（以下、「土対法」という。）では、揮発性有機化合物、重金属及び農薬等の合わせて26種類の物質を特定有害物質と定めている。特定有害物質を使用していた事業場が廃業する時や、開発工事や解体工事などにより一定の面積を超える土地を形質変更する場合などには、その土地の土壌が汚染されていないか調査や報告をする義務がある。

調査した結果、土壌に含まれる特定有害物質が基準を超えた場合は、土対法に基づき、その物質を原因とする健康被害を防止するための措置をすることが市から命令される。また、自主的な土壌調査によって汚染が見つかった場合に、その結果を市に報告し、区域指定を申請することができる。

また、県条例では、土壌と地下水の汚染による健康への影響を未然に防止するため、土対法とは異なる契機での土壌調査や、汚染の拡散を防止するための応急措置の実施などが義務付けられている。

1 届出の状況

土対法と県条例に基づく届出の状況は、それぞれ表6-1及び表6-2のとおりである。

表6-1 土壌汚染対策法関係の届出状況

(件)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度
法第3条第1項			
特定有害物質使用の廃止	2	6	5
土壌汚染状況調査の結果報告	1	2	3
土壌汚染状況調査の調査実施中	0	1	0
法第3条第1項ただし書き			
土壌汚染状況調査の調査猶予	1	4	8
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	0	2	0
法第4条			
一定の規模以上の土地の形質の変更	30	15	29
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
土壌汚染状況調査の結果報告	1	2	0
法第5条			
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第6条			
要措置区域の指定	0	1	0
要措置区域の指定解除	1	1	1
法第11条			
形質変更時要届出区域の指定	0	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0	0	0

表6-2 県民の生活環境の保全等に関する条例関係の届出状況

(件)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度
条例第39条			
土壌汚染等調査の結果報告	0	3	1
条例第39条の2			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	30	14	29
土壌汚染等調査の結果報告	0	0	0
条例第40条			
汚染拡散防止の応急措置等	0	1	0
条例第45条			
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	0	0	0

2 土壌汚染の状況

土対法に基づく土壌調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染が確認された土地は、その土壌汚染による健康被害のおそれの有無に応じて、それぞれ要措置区域と形質変更時要届出区域のいずれかに指定される。

要措置区域と形質変更時要届出区域の指定状況は表 6-3 のとおりである。

表 6-3 土壌汚染対策法による区域指定の状況(2024年3月31日現在)

一宮市内の土壌汚染対策法上の区域指定の状況								
	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積(m ²)	指定に係る特定有害物質の種類	
指定中	要措置区域	なし						
	形質変更時要届出区域	なし						
解除済	要措置区域	2010年12月17日	要-1	一宮市小信中島字川東3番の一部	2013年6月14日	900	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)	
		2012年7月13日	要-2	一宮市奥町字大切前12番の一部及び15番2の一部	2012年8月14日	300	六価クロム化合物 (溶出量基準)	
		2018年8月13日	要-6	一宮市松降一丁目11番5の一部	2018年11月2日	41.65	砒素及びその化合物 (溶出量基準)	
		2017年12月4日	要-4	一宮市今伊勢町本神戸字河原2番1の一部 (トリクロロエチレンによる汚染が確認された区画は引き続き要措置区域に指定)	2019年1月31日	425.8	ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)	
		2018年7月17日	要-5	一宮市奥町字風田4番の一部、8番2の一部	2019年9月9日	100	六価クロム化合物 (溶出量基準)	
		2017年6月15日	要-3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除)	2021年1月8日	863.22	砒素及びその化合物 (溶出量基準)	
		2017年12月4日	要-4	一宮市今伊勢町本神戸字河原2番1の一部 (全部解除)	2021年1月8日	200	トリクロロエチレン (溶出量基準)	
		2017年6月15日	要-3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除)	2021年2月9日	1994.89	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)	
		2017年6月15日	要-3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除)	2021年3月2日	44.92	砒素及びその化合物 (溶出量基準)	
		2021年2月22日	要-7	一宮市萩原町萩原字松山531番1の一部	2021年5月31日	200	六価クロム化合物 (溶出量基準)	
		2017年6月15日	要-3	一宮市羽衣二丁目5番3の一部 (全部解除)	2022年12月21日	38.18	砒素及びその化合物 (溶出量基準)	
		2023年1月4日	要-8	一宮市八幡四丁目1番36の一部、1番37の一部	2023年11月28日	4830.792	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)	
		形質変更時要届出区域	2010年12月17日	形-1	一宮市小信中島字南丸反18番の一部、22番の一部、 一宮市小信中島字御社来8番の一部、9番の一部、 10番の一部、11番の一部、12番の一部及び13番の一部	2013年7月29日	834.55	砒素及びその化合物(含有量基準) 鉛及びその化合物(溶出量基準)
			2010年12月17日	形-2	一宮市木曾川町玉ノ井字吉原西1番の一部	2013年7月29日	800	ふっ素及びその化合物(溶出量基準)
指定区域 (2002年法施行当時の指定区分)	2006年3月16日	指-1	一宮市貴船一丁目9番3号の一部、同4号の一部	2006年4月14日	100	六価クロム化合物 (溶出量基準)		
	2009年5月20日	指-2	一宮市今伊勢町本神戸字高野池43番2の一部、 43番3の一部、43番4の一部	2014年6月23日	158.85	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)		